

お知らせ

九州厚生局 熊本事務所への届出事項に関する事項

当院は、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、下記のとおり九州厚生局熊本事務所に届出を行っている保険医療機関です。

- ① 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- ② 入院ベースアップ評価料（18）
- ③ 医療情報取得加算

当院は、オンライン請求及びオンライン資格確認を行う体制を有し、マイナ保険証の利用並びに問診票等を通じて、患者様の診療情報を取得・活用することで質の高い医療提供に努めている医療機関です。

上記の体制により、令和6年6月より医療情報取得加算として、以下の点数を算定します。

【マイナ保険証を利用しない場合】

【マイナ保険証を利用しても診療情報提供に同意されない場合】

医療情報取得加算1	初診時	3点（月1回に限る）
医療情報取得加算3	再診時	2点（3月に1回限り算定）

【マイナ保険証で診療情報提供に同意された場合】

【他院からの紹介状をお持ちの場合】

医療情報取得加算2	初診時	1点（月1回に限る）
医療情報取得加算4	再診時	1点（3月に1回限り算定）

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願い致します。

(別紙様式7)

平成30年4月
明 生 病 院

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成30年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成30年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

以上